資料１

歴史的公文書等の利用請求に対する処分に係る審査基準（案）

仙台市●●●条例（以下「条例」という。）に基づく歴史的公文書等の利用の請求に対する処分（利用決定・一部利用決定・利用制限決定）を決定する際の審査基準は、以下のとおりとする。

１　基本方針

(1)　利用請求に係る歴史的公文書等に記載されている情報が、利用制限情報に該当するか否かの判断は、処分を行う時点における状況を勘案して行う。

(2)　個人、法人等の権利利益や公共の利益の保護の必要性については、時の経過に加え、社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得る。時の経過を考慮するにあたっては、仙台市の公文書の保存期間が最長 30 年であること、及び利用制限は原則として作成又は取得されてから 30 年を超えないものとする国際的慣行を踏まえ、それでもなお利用制限すべき情報がある場合に、必要最小限で制限を行うものとする。

(3)　審査においては、移管時に歴史的公文書等に付された意見を参酌することとするが、これは実施機関の意見を尊重し、利用制限事由の妥当性の判断において適切に反映させることを意味するものであり、利用に係る最終の判断は市長が担うものである。

２　利用制限事由

歴史的公文書等の利用を制限する事由は、以下に掲げるものとする。

(1)　法令秘情報（条例第　条第　項第　号）

(2)　個人に関する情報（条例第　条第　項第　号）

(3)　法人に関する情報（条例第　条第　項第　号）

(4)　公共の安全・秩序の維持に関する情報（条例第　条第　項第　号）

(5)　行政運営情報（条例第　条第　項第　号）

(6)　寄贈者意思による制限（条例第　条第　項第　号）

(7)　原本破損、汚損のおそれ、修復等の作業中（条例第　条第　項第　号）

３　利用制限事由に係る解釈

(1)　法令秘情報（条例第　条第　項第　号）

法令若しくは他の条例の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報

・「法令」とは、法律及び政令、省令など国の機関が定めた命令をいう。

・「実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示」とは、法令受託事務の処理基準その他市の事務事業の処理に関してなされる実施機関を法的に拘束する国の機関等からの指示をいう。

・「公にすることができないと認められる情報」とは、法令等の規定が開示することができないことを明らかに定めている情報のほか、法令等の趣旨及び目的から利用することができないと認められる情報を含むものである。

(2)　個人情報（条例第　条第　項第　号）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ハ　当該個人が公務員等（国家公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員をいう。以下同じ。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員（国家公務員であるものを除く。）、地方公務員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

・個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別されうる情報が記録されている歴史的公文書等については、これを利用制限するものである。
・「プライバシー」の定義は必ずしも明白ではなく、個人の価値観によりその範囲が異なりうることから、誤った判断に基づきプライバシー情報が利用されてしまう危険を避けるとともに、歴史的公文書等利用制度の安定的運用を図るために、個人識別性という形式的要件により、明らかに個人のプライバシーに関する情報であると判断できるものはもとより、およそ個人に関する一切の情報は原則利用制限することとする。
・特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても同様に利用制限することとする。
・一方、ただし書において、個人の権利保護の観点から利用制限とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものについて、例外的に利用制限情報から除くこととする。
・「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。
・「事業を営む個人の当該情報に関する情報」については、法人等に関する情報と同列に扱い、法人情報として判断するため、個人情報の範囲から除外する。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人情報は、個人情報として判断するもの

とする。

・「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、住所のように特定の個人が明らかに識別される場合のほか、識別される可能性がある場合を含む。

・「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、例えば、ある争訟事件が新聞報道等で周知されていた場合において、争訟事件の資料の文書の内容にある氏名等を削除してもなお、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるような情報をいう。

・「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」とは、カルテや始末書、反省文のような個人の人格と密接に関わる情報など、個人識別性がある情報を取り除いたとしても、それを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

・「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、不動産登記簿や商業登記簿に記載された情報等、法令等の規定や慣行により、現在又は将来、何人でも入手することができる情報をいう。

・「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、これを公にすることによって得られる公益が個人の権利利益に優越することから利用を可とするものである。

・「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、事業の実施等における公務員としての職務遂行に係る情報をいうものであり、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分の取扱いに係る情報などはこれにあたらない。また、公務員等の私的生活に関する情報が「公務員等の職務の遂行に係る情報」にあたらないことは言うまでもない。

・個人情報は、いったん利用可となった場合、当該個人に回復不能な損害を与えるおそれがあるので、審査にあたっては慎重に取り扱うものとする。基本方針の記載にあるように、歴史的公文書等に記録されている個人情報は、作成又は取得されてから 30 年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められなくなった時点で利用制限事由に該当しないと判断することになるが、その「一定の期間」の目安については、下記の表によるものとする。

歴史的公文書等に記録されている情報	一定の期間（目安）	該当する可能性のある情報の類型例（参考）
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50 年（※1）	・学歴又は職歴 ・財産又は所得 ・採用、選考又は任免 ・勤務評定又は服務
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80 年（※2）	・国籍、人種又は民族 ・家族、親族又は婚姻 ・信仰 ・思想 ・伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ・刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110 年（※3）を超える適切な年	・刑法等の犯罪歴（禁固以上の刑） ・重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態

（備考）

1　「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかどうかについて検討を行う期間の目安として示したものである。この期間の起算日は、当該個人情報が記録されている歴史的公文書等の作成又は取得の日に属する年度の四月一日とする。

2　「該当する可能性のある情報の類型例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、歴史的公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して、個別に判断するものとする。

3　「犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。

4　「刑法等の犯罪歴（禁固以上の刑）」の「一定の期間」は 110 年を目処とする。

5　「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」の判断にあたっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は 140 年（※4）を目処とする。

※１　「50 年」は、当該個人の社会生活期間（成人～定年）を経過したことにより権利利益を害するおそれがあるとは認められなくなったことを想定している。

※２　「80 年」は、当該個人の平均余命期間（出生～死亡）を経過したことにより権利利益を害するおそれがあるとは認められなくなったことを想定している。

※３　「110 年」は、当該個人及びその子の平均余命期間（出生～死亡）を経過したことにより権利利益を害するおそれがあるとは認められなくなったことを想定している。

※４　「140 年」は、当該個人、その子及びその子の子の平均余命期間（出生～死亡）を経過したことにより権利利益を害するおそれがあるとは認められなくなったことを想定している。

(3)　法人情報（条例第　条第　項第　号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

・「法人」とは、株式会社等の営利法人、財団法人等の公益法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人等をいう。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は除かれている。国、地方公共団体等も経済活動を行うことはあるが、それに関する情報については、行政運営情報として取り扱う。

・「その他の団体」とは、町内会、自治会、商店会、消費者団体等で法人格はないが団体の規約及び代表者が定められているものをいう。

・「事業を営む個人」とは、地方税法第 72 条第 5 項から第 7 項までに掲げる事業（物品販売業、医業等）を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

・「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業所、事業用資産等、事業活動に関する一切の情報をいう。

・「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、公害、薬害、食中毒、事故等の危害の発生の防止、現に発生している危害の排除・拡大の防止、再発防止に有用な情報をいう。

・「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

①法人等又は事業を営む個人の保有する生産活動におけるノウハウその他の技術上の秘密に関する情報

②法人等又は事業を営む個人の保有する営業活動上の秘密に関する情報

③法人等又は事業を営む個人の資産内容等信用力に関する情報

④法人等又は事業を営む個人の経理、労務、人事等内部管理に関する情報

⑤その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由（宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由など）等が損なわれるおそれがある情報

・「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報」とは、実施機関が法人等又は事業を営む個人に情報の提供を要請し、それに対して公にしないとの条件で任意に提供された情報をいう。

・「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、経営者の意識

調査の内容等、法人等又は事業を営む個人が属する業種等の通常の慣例に照らして、公にしないことに合理的な理由があるものをいう。

・「当時の状況等に照らして」とは、当該情報の提供当時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが、必要に応じ、取得後の事情の変更も考慮するということである。

(4)　公共の安全・秩序の維持に関する情報（条例第　条第　項第　号）

公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

・「人の生命、身体又は財産の保護」とは、犯罪等の危険から人の生命、身体又は財産を保護する趣旨であって、利用制限となる情報は、例えば次のようなものが挙げられる。

①公にすることにより、犯罪の被害者、被疑者、参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体若しくは財産に危害が加えられ、又は平穏な生活が脅かされることとなるおそれがある情報

②公にすることにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果これらの人々が犯罪の被害者となるおそれがある情報

③公にすることにより、危険物の保管場所等が明らかになり、その結果犯罪を誘発し、平穏な市民生活が脅かされることとなるおそれがある情報

(5)　行政運営情報（条例第　条第　項第　号）

市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの **イ　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ** **ロ　市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ**

・「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業」とは、市の機関等が直接行う事務又は事業、他の団体から委託、委任等を受けて行う事務又は事業及び他の団体等との協力等によって行う事務又は事業など、市の機関等が行う全ての事務又は事業をいうのであって、イ及びロに列挙されている事務又は事業は例示である。

・「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に照らして保護する必要がある場合にのみ利用制限するということである。

・「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、当該事務又は事業

に関する情報を利用することによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。この場合、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。また、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことについて、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるものである。

・「監査、検査、取締り」とは、市の機関等が権限に基づいて行う監査、立入等の検査、法令等の違反の取締りをいうものであるが、監督、調査、指導等の名称を用いる場合であっても、権限に基づいて行う監査、検査、取締りの実質を備えているものは、これに該当する。

・「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人」については、「法人情報」に規定する法人等と同様の性質を有するものであるが、市又は国若しくは他の地方公共団体が経営していることに照らして、説明責任の観点を重視した判断が必要になるため、法人情報とは別に規定している。

(6)　寄贈者意思による制限（条例第　条第　項第　号）

当該歴史的公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈されたものであって、当該期間が経過していない場合

・市が法人等又は個人から寄贈を受ける場合には、寄贈者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、「一定の期間」は公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

(7)　原本破損、汚損のおそれ、修復等の作業中（条例第　条第　項第　号）

当該歴史的公文書等の原本を利用に供することにより当該原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合又は市長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合

・「当該原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該歴史的公文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があることをいう。

・「当該原本を現に使用している場合」とは、利用請求に係る当該歴史的公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他の施設、機関等への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている場合など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいう。

4　部分利用に関する判断基準（条例第　条第　項）

（利用制限情報が）記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、…当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

利用請求に係る歴史的公文書等に利用制限に係る情報が記載されている場合において、当該歴史的公文書等を部分利用すべき場合に該当するかどうかについては、以下の基準による。

(1)　「容易に区分して除くことができるとき」

①当該歴史的公文書等のどの部分に利用制限情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合においても、部分利用を行わないことができる。

「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを、概念上区分けすることを意味する。

「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、その内容がわからないように被覆（袋掛け）、複写物の黒塗り等を行うことで、当該内容がわからないようにすることを意味する。

②歴史的公文書等は永久に保存することが求められていることから、利用についてもその永久保存を確保する範囲内にとどまるものと考えられる。文書の該当ページの被覆や複写物の作成により、文書を破損させ、永久保存に支障をきたすおそれもあることを踏まえ、「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。また、この場合には利用制限処分に該当することから、制限の根拠として技術的な理由を明示することが必要になる。

(2)　「当該部分を除いた部分を利用させなければならない」

部分的に公開するに当たり、利用制限に係る部分を、どのように具体的に除くか（複写物を作成して利用制限に係る部分を黒く塗るか、ページ全体を被覆するか等）については、利用制限に係る情報を公開する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。当該歴史的公文書等の該当部分に係るページの複写物を作成し、利用制限情報部分を黒塗りする方法によることを原則とするが、該当部分における利用制限に係る部分の割合が高い場合や作業に一定の時間を必要とする場合には、利用請求者が同意すれば、利用制限情報が記載されている範囲のページを被覆して区分することを手段として用意する。

(3)　「有意の情報が記載されていないと認められるときは、この限りでない」

①「有意の情報が記載されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、利用制限に係る情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列、文書の様式のみになる場合等、公開しても意味がないと認められる場合を意味する。「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があれば、併せて判断するものとする。

②「有意」性の判断は、個々の利用請求者の意図（知りたいと考える情報、事柄等）によって

判断すべきものではなく、客観的に判断するものとする。

５　本人情報の取扱いについて（条例第　条第　項）

（個人識別情報）により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている歴史的公文書等について利用請求があった場合において、別に市長が定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史的公文書等につき（個人識別情報）（本人に関する個人情報に限る。）が記録されている部分についても、利用させなければならない。

個人識別情報は利用制限情報に該当するが、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第　条の規定に基づき取り扱うものとする。なお、仮に当該情報が「本人に係る識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第　条第　項各号に掲げられた利用制限情報にも該当する場合は、条例第　条の規定により判断し、本人情報であったとしても利用を制限することとする。これらの利用制限は、条例第　条第　項各号に基づき利用制限する場合と同様、必要最小限にとどめる必要がある。

「本人であることを示す書類」は、本人情報に係る個人情報の開示請求において証明に必要とされる書類と同じもの（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証など、公的機関の発行する氏名の記載のある書類で通常名義人本人が所持していると認められる書類（写真が貼られていない書類の場合は２種類以上の書類の提示により本人確認を行う。））とする。

６　本市の機関による利用の特例（条例第　条第　項）

歴史的公文書等を移管した実施機関が市長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該歴史的公文書等について利用請求した場合には、第　条第　項第　号の規定は、適用しない。

歴史的公文書等を作成、取得した本市の機関が、それぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして、当該歴史的公文書等について利用請求した場合は、当該歴史的公文書等に利用制限情報が記録されている場合であっても、利用制限は行わない。